

フェローシップ・ニュース NO.31号

日本犯罪社会学会報告

事務局長 尾田 真言

特定非営利活動法人
アジア太平洋地域アディクション研究所

発行日
2008年11月1日

2008年10月18日(土)に専修大学で開催された第35回日本犯罪社会学会において、「薬物自己使用事犯者に対する量刑」と題する報告を質疑応答含めて30分行いました。以下その概要をお知らせします。

1 薬物依存症の特徴とアパリの回復支援

アパリは刑事司法手続の各段階にいる薬物依存症の人たちに対して、ダルクと密接に協力、連携してより早い段階で薬物依存症回復プログラムに参加できるような道筋を作ることを主要な活動の一つとして、2000年から活動しております。規制薬物の需要を削減させるための刑事司法手続の役割としては、薬物自己使用事犯者に刑罰を科すことで、一般人が規制薬物に近づかないようにする刑罰の一般予防的側面(ダメ、ゼツタイ)と、薬物自己使用事犯者自身に刑罰を科したり薬物依存症回復プログラムに参加してもらうことで、再犯防止をめざす特別予防的側面の両方が必要です。

ところが、わが国では、これまで、一般予防的側面が偏重され、初犯者こそ執行猶予で野放しにされているものの、再犯となると、覚せい剤事犯者の場合、執行猶予期間(3~5年)経過後にさらに原則として5年経過していないと実刑判決が言い渡されるという実務が定着しています。刑務所に入っても、薬物依存症治療が行なわれているわけではなく、わずかに、平成18年に施行された受刑者処遇法によって、薬物依存者に対する特別改善指導の義務付けがなされているだけで、プログラムの時間数も2~3年といった長期の受刑生活の中でわずか10~20時間程度行なわれているのに過ぎないのが実情です。懲罰を受けたりしているとそれすら参加できないまま出所していく人たちもいます。年間千時間以上行われている職業訓練のような取り扱いになることを期待します。

薬物依存症者の多くは、病識がなく、「薬物を止めようと思えばいつでも止められる」と考えて、自分自身の真の状態から目を背けるといった特徴があります。このことを「否認」と言いますが、否認するという特徴があるが故に、薬物依存症回復プログラムの開始当初は法的強制力のある義務付けが必要であると私は考えています。

2 警視庁の再乱用防止プログラム

平成18年10月から始まった即決裁判手続は、最初から執行猶予付判決を検察官が求めて起訴する手続で、しかも、逮捕後もっとも薬物に対する渴望の出てくる1カ月後に執行猶予付き判決が言い渡されるために、再乱用防止に向けた取り組みが求められていました。

アパリでは即決裁判で執行猶予を言い渡された薬物自己使用事犯者に対して、毎週土曜日に、覚せい剤、MDMA、大麻、コカイン、ヘロインが同時に検出可能な唾液による簡易検査を実施するとともに、ダルクのグループ・ミーティングに参加してもらうプログラムを1年間実施するという業務委託契約を警視庁との間で締結しています。現段階では、希望者に対してのみ完全任意に実施しているプログラムです。

軽微な道交法違反の場合ですら違反点数が累積することで免停講習が実施されているのですから、薬物事犯者に対する再発予防プログラムがより広く実施されていかなければいけないと思います。

3 薬物自己使用事犯者に対する量刑の実例

アパリがこの9年間に関わった約200例の刑事裁判の中からピックアップした具体的な事例の検討を通じて、上述の問題点を指摘しました。

(1)初犯のケース

【事例1】覚せい剤使用

懲役1年6月単純執行猶予3年(求刑懲役1年6月) 初犯の少量所持あるいは使用の事案では、判で押したように懲役1年6月執行猶予3年が言い渡される。たとえ少年院入院歴3回の覚せい剤常習者であっても、成人になって初めて起訴された時に、単純執行猶予となり、治療への義務付けは何もなされなかった。

【事例2】覚せい剤所持17.9g+使用

懲役3年単純執行猶予4年(求刑懲役3年6月) 営利目的が認定されなかったために、執行猶予がついた。本人がダルクへの入寮を拒否したために、サポートはこの時点で終了した。

APARIとは、アジア太平洋地域アディクション研究所(Asia-Pacific Addiction Research Institute)の略称です。

全国のDARCやMACの各施設、福祉・教育・医療・司法関係者と連携しながら、依存症から回復しようとする方々を支援しているシンクタンクです。

目次:

犯罪社会学会報告… 尾田真言	1 ~ 2
薬物依存症と家族の対応 について…町田政明	3
JICA報告…古澤(サム)	4
アパリでの修習を通じて…平林剛	5
入寮者からのメッセージ…ポッチ	6
藤岡ニュース! 会員募集中!	7
アパリからのお知らせ	8

【事例3】大麻草営利目的所持76.54g、大麻草315.62g所持、MDMA1.162g(3錠)所持
懲役3年執行猶予4年保護観察付(求刑懲役3年)

大麻が特定の一人以外に拡散しなかったことを有利な情状と認定。保釈中からダルクに入寮していたケース。

【事例4】覚せい剤1.582g、大麻草0.916g、MDMA0.425g(2錠)所持

懲役2年執行猶予3年(求刑 懲役2年即決裁判手続) 違法薬物の少量の所持事案であっても、2つ以上の罪名に触れる場合の求刑はかつては懲役1年6月であったが、現在では懲役2年となる。本件は検察官から即決裁判手続の申し立てがなされ、即決裁判で判決が言い渡されたケース。被告人は、逮捕・勾留中に尿検査を受け、覚せい剤の陽性反応が出ていたが、覚せい剤使用では起訴されなかった。検察官によると、最近はこのような事案では使用罪を起訴しない取り扱いがあるとのこと。

【事例5】大麻密輸300g

懲役3年執行猶予4年(求刑懲役3年6月) インド旅行からの帰りに成田空港で逮捕された初犯の大麻事件。保釈は許可されなかったが、ダルクに入寮する契約をしたことなどを理由に執行猶予が付けられた。

【事例6】大麻所持60g

懲役1年6月執行猶予3年保護観察付(求刑懲役2年) 第1回公判で、筆者が情状証人に立ち、90日間継続しないプログラムには効果がない旨証言したところ、次回期日が3ヶ月先に設定され、ダルクを制限住所とした保釈が許可されたケース。

(2)再犯のケース

【事例7】覚せい剤使用(執行猶予中の再犯)

懲役1年6月実刑(求刑懲役2年) 執行猶予期間中の再犯。アパリとコーディネート契約を締結し、保釈が許可され、ダルクに3ヶ月入寮した。

【事例8】覚せい剤所持0.101g+使用(執行猶予中の再犯)

高裁判決平成20年5月16日・破棄自判 懲役1年実刑 地裁判決平成19年12月17日・懲役1年執行猶予5年保護観察付(求刑懲役1年6月)

本件は、前刑確定後1年3ヶ月で再度覚せい剤所持で検挙された事案。前刑も覚せい剤の微量所持であったが、第一審判決は保釈後にダルクおよび自助グループに1日も休まず通所した事実等を「情状に特に酌量すべきものがある」ものとして、再度の執行猶予(刑法25条2項)が付いた。これに対しては検察官が量刑不当で控訴し、控訴審では実刑判決となった。

本件控訴審において、私は、実刑確実事案であっても、被告人のように薬物依存症の回復に向けて精力的に努力した者について執行猶予判決が維持されるのであれば、病識もなく、自分の真の状態に眼を向けることを否認し、自分には回復プログラムは不必要であると決め付けてしまっている薬物依存者たちが列をなして薬物依存症回復プログラムに参加してくる契機となるのではないかと期待していた。しかし結果は「情状に特に酌量すべきものがある」と判断したのは誤りであるとの判断であった。

なお、この被告人のケースでは、前刑が、懲役1年2月執行猶予3年(求刑懲役1年6月)であり、執行猶予判決でありながら求刑を下回る懲役刑の言い渡しが行われた珍しいケースであった。

【事例9】覚せい剤所持0.042g+使用

懲役1年4月実刑(求刑懲役2年)(控訴審は控訴棄却) 本件は、執行猶予期間経過後2年4ヶ月経過後の第一審判決とその控訴審判決である。第一審の実刑判決後にアパリとコーディネート契約締結し、保釈が許可され、ダルクに入寮してプログラムに参加していたが、結局実刑判決が確定した。

【事例10】覚せい剤所持0.111g+使用

懲役2年執行猶予5年(求刑懲役2年) 本件は、執行猶予期間経過から5年以内の犯行であるが、判決言渡日には5年を過ぎてたケースである。執行猶予がつけられた理由として、執行猶予期間経過から5年を過ぎていること、その他の前科がないこと、ダルクに入寮してプログラムを受けていること等が有利な情状と判断された。

【事例11】覚せい剤所持0.1g+使用

高裁判決懲役2年、執行猶予4年保護観察付 地裁判決懲役1年4月実刑(求刑懲役2年) 第一審は前刑確定日から7年3ヶ月目、控訴審は7年7ヶ月目の言い渡し。控訴審判決において裁判長は、「執行猶予が切れてから5年空いていないので実刑事案であったが、5年空いていないから必ず実刑というのでは、被告人のように回復しようとしている人に希望を与えることができない。刑事政策的見地から再度の執行猶予とする。」とした。判決後、居住地をダルクに設定して入寮を継続した。

【事例12】大麻草所持600g

懲役3年、執行猶予4年保護観察付(求刑懲役3年) 大麻草所持で執行猶予期間経過直後に、再び、偶然見知らぬ人から大量の大麻を譲り受けたというケース。検察官が量刑不当で控訴することもなく確定。覚せい剤では例がないが、大麻事件では執行猶予期間経過直後の大量所持事案であっても再度の執行猶予がつくケースもあるということを示す一例。被告人は、その後ダルクに1年入寮し、社会復帰した。

絶賛発売中！！

アパリ理事・石塚、尾田、嶋根が執筆しています。本書は、従来刑罰しかなかった薬物事犯者対策に薬物依存症治療を導入したドラッグ・コート制度を日本でも創設しようと提案する日本で初めての書物です。



「日本版ドラッグ・コート」
定価：2,625円(税込)
発行：日本評論社
最寄りの書店でお買い求め

家族のための連続講座

薬物依存症と家族の対応について(8)

「共依存・母の愛」

カウンセラー 町田政明

母の愛を除いて共依存を考えることが出来ません。いつも家族の相談をのっていると思子への共依存の問題にぶつかり、本人の回復や母自身の生き方を取り戻すことを難しくしています。

母は共依存

母親であることは、多くの犠牲を強いられています。赤ちゃんは全面的に母親に依存しており、母は赤ちゃんの様子を寝ていても見ており、いつも赤ちゃんの泣き声の意味を読み取って敏感に反応して、ミルクをやったり、ウンチやおしっこの世話をしたり、あやしたりするものです。赤ちゃんの感じていることを察知したり、感じたりする能力が必要で、母に求められるものはいわゆる共依存の能力そのものです。元々女性は他者の気持ちを感じたりする優しい感情を持ち合わせており、遺伝的に持っていたり、脳の構造が感情面で男性よりも優れているようです。又子供を生むことで出てくるオキシトシンというホルモンが子育てには大きく作用しているようです。

ですから母が共依存であることは、当然でありその能力を持っていないと子育てには支障をきたします。元々母という存在は共依存という存在であるということです。

母は毒

家族教室では母は「毒」と言いホワイトボードに書きました。すると講義の後、「毒という漢字は何で下に母と書くのですか？」とある人にいわれました。漢字源では、「毒」の上は「生」であり下に「母」と書き、「生(草の芽生え)+母(子を産む)であり、薬草のエキスを取ってきて生殖強精剤に用いたもの。常用するとひどい害を及ぼすもの」とありました。母は昔から常用すると害になり、母は離れないといけないと分かっていたようです。

母の居場所

母である女性は、社会的な弱者であり、家庭に居て主婦をしても、社会に出ても、子育てをして社会に出ても自分のアイデンティティを持つことが難しくなります。家庭に居ても社会に出ても、母として女性として社会の中に居場所がなくなることがあります。

母、妻、主婦であることと、女性であることがうまく繋がりができません。母や妻、主婦としての役割を行うことが、女性や私としての存在として乖離を起こして、不安を大きくします。そのような不安が母を息子に共依存する下地になっているのではないのでしょうか。すなわち母としての居場所がないことが不安を駆り立てて、余計に息子に意識が集中してしまい、共依存を強くしていると思います。

母の自立

息子に意識が集中してしまい、支配コントロールしてきた人生は、裏返せば息子に支配されてきたともいえます。母と息子の依存関係だったと思います。子育ては、「毒」の字のごとく母はいつまでも常用させないことが大切で、子供は離れませんから、母親が離れてください。母が離れると子供は「自立」できるのです。

赤ちゃんのころには全面的に依存していた子供が、いつの間にか大きくなり母の世話はだんだんと要らなくなってきたのです。いつまでも良い母をしないで、子供に依存しない生き方、母でない、妻でない、主婦でない、「私らしく」を求める生き方を考えてください。今の社会では女性が「私らしく」を生きることは大変なことですが、そのことが社会を変えていくことになることにもなると思います。

母が自分らしく生きられるようになると、息子は自分のことを考えられるようになり、それが依存症からの回復の第一歩になると思います。

家族の体験記
好評販売中！

ギャンブル依存症に悩む
家族の物語
～絶望から希望へ～

この本には、ギャンブル依存症で悩む8人の家族の体験が綴られています。これは真実の物語です。家族の貴重な体験を知ることができる貴重な一冊です。

定価：1,000円
発行：ホープヒル
(アパリで販売中)

JICAプロジェクト・マニラ 現地調査メモ

2008年10月6日(月)～15日(水)10日間

古澤(サム)

JICA(国際協力機構)の草の根支援のプロジェクトがまた一步前進しました。長い年月をかけて着々と準備を進めてまいりましたが、今回は私一人で現地に向かい、関係者とのネットワーク作りのためにいくつかの施設を訪ねたり、関係者と会ってきました。

11月には、JICAのアドバイザー派遣制度を使い、専門家を連れてアパリストッフ2名で再度現地を訪れる予定です。そして今年度中に、JICAの草の根支援事業が採択されればと思います。

<現地調査スケジュール>

10/6(月): マニラに到着

10/7(火): 7:30マカティ市内の喫茶店でNAミーティングに参加した。英語のミーティングで15名程度参加していた。そのうち女性は2人で1人はケースワーカーだった。リーディングカード(英語)を読んでからミーティングが始まった。ミーティングが終わり、あとから4人のNAメンバーと合流した。一緒に山の上の公立のリハビリ施設に行った。アポなしだったが、見学させてもらえた。男性のみ150名程度の施設でTC(治療共同体)のような雰囲気だった。みんな青いTシャツを着ていた。5年間ペーパーワークを勉強して資格を取得したという職員がいた。警察の管轄だったが保健省の管轄になったとのこと。そこで女性の副責任者に会った。医者をして一人ピックアップして、世界一小さい活火山のふもとまで行き、ご飯を食べて話をした。その後、別の民間のリハビリ施設に行った。40名程度の施設で富裕層を対象にした施設だった。ここでは「decision」(決心)をテーマにしたミーティングを行っていた。暗くなってから、別のリハビリ施設に行った。Phenixという施設だった。ここではAAミーティングをしていた。ヨシ(タガログ語)というのは煙草を吸うという意味であることを覚えた。

10/8(水): 9:30出発 ビクターン(薬物専門の刑務所、男性200~300名程度)に見学に行った。入るときにカメラ、煙草等すべて預けなければいけなかった。NAメンバーが指導者となって、ロールプレイをしていた。NAミーティングではなかった。受刑者は白いシャツを全員着用していた。初犯者を3ヶ月入れる施設だとのこと。ビクターンのような薬物専門刑務所がフィリピンには7箇所ある。

10/9(木): 午前、JICAフィリピン事務所で山本氏に会った。その後NAメンバーで不動産屋のGerry氏に賃貸物件を4件案内してもらった。

午後、行政の薬物乱用防止機関(MAKATI ANTI-DRUG ABUSE COUNCIL HEADQUARTERS)の事務局を訪ねた。所長に挨拶した。所内で午後3時からNAミーティングをしていた。司会者がタガログ語のベーシックテキストを用いてミーティングを開始した。30名程度外から集まってきた。出席証明書を持っていたので、何らかの義務付けがなされているものと考えられる。ステップ2をしていた。サンキストのジュースとサンドイッチが配られていた。30名中4名が女性。年齢層は比較的若かった。昼間スポーツジムで働いている人が抜け出してきていたり、運転手がいたりした。比較的貧困層対象のミーティングと思われた。ここのNAは週に1度開催される。警察の施設からの移行なので、フィリピンのNAは宗教色が薄いと感じた。

10/10(金): 10時からのNAミーティングに出席した。昼食をGerry氏に招待され、ゴルフ練習場に一緒に行った。このプロジェクトのカウンターパートであるファミリーウエルネス・センターという施設の代表のRechi Cristbal氏が会いに来た。施設にJICAフィリピン事務所の人が尋ねて来たときの印象は良かったとのこと。19時からのNAに連れて行ってもらった。

10/11(土): Gerry氏とショッピングに行った。貧困層がミーティングに行くためには時間もお金もかかるが、しかしNAの為にこれを支出するのは伝統の12の観点からも問題が出てくるなど話した。

10/12(日)1日休養

10/13(月): 午前(英語)と午後(タガログ語)のNAミーティングに出席した。それぞれマカティ市内の別の喫茶店だった。夕方、変な男にだまされて、観光案内につきあってもらったが、後から1万円を要求された。強気で断ったが、怖い思いをした。

10/14(火): 10時からNAミーティングに出席した。フィリピン人が日本に入国するにはビザが必要だが、今回のプロジェクトに関わる人の大半が前科者であるので、そうすると日本に招待するのはそれなりの人ということになる。医者はぜひ呼びたいと思う、とNAメンバーたちと話した。

10/15(水): 帰国

**日本ダルク
公開シンポジウム
DVD販売中!**
『日本版ドラッグ・コートの提案』
-新たな改革の可能性を探る- 08.06.13



1. タイトル
2. 講師 岡倉 昇山 准教授
3. DVD価格 ¥2,000円
4. 送料別 送料 送料別
5. 収録時間 約45分
6. 内容
7. 収録言語 日本語

受刑経験のある8名の体験談や公開シンポジウムの全てが収録されています!
(5時間30分)
1枚 2,000円
FAX: 03-5830-1791
メール: info@apari.jp
ご希望の方はご住所、お名前、お電話番号をご記入の上お申込下さい。

アジア太平洋地域アディクション研究所での修習を通じて

最高裁判所司法研修所 さいたま地方裁判所配属
新第61期司法修習生 平林 剛

1, 私は、平成20年9月29日より同年10月17日までの三週間、新61期司法修習選択型実務修習自己開拓プログラムとして、アジア太平洋地域アディクション研究所（アパリ）にお世話になった。

私が、自己開拓プログラムで、アパリのお世話になった経緯は以下の通りである。

現在、薬物依存の回復施設としてダルクの名前が頻りに聞かれるようになり、現実に情状弁護の一貫として、被告人をダルクへつなげるという弁護活動をする弁護人もいる。私としても、被告人をダルクへつなげることが、被告人の更生に資するのであれば、将来、そういった情状弁護活動をしたいと考えている。

しかし、ダルク内部で回復に向けて、なにをしているかを知らずに被告人をダルクへつなげる弁護活動をするのは、責任ある弁護活動とはいえないであろう。そこで、是非、ダルクの中を見学したいと考えていたところ、学部生時代の恩師より、薬物依存者自身がスタッフとなるダルクでの修習は難しいが、アパリでなら修習可能であろうと、アパリの尾田真言事務局長をご紹介いただき、今回の修習となったのである。

2, アパリでは、事務所引越しの手伝い、NPO法人の変更登記といった運営面にはじまり、刑事司法サポートのコーディネート記録の検討、通常の活動の見学、各種施設の見学、各種講演会への参加などといった修習を行った。3週間という短い期間であったが、内容は3週間とは思えないほど充実したものであった。毎日が、新しい知識の吸収や新しい出来事の実験であった。しかし、裏をかえせば、このことは、少なくともこれから法律家になろうとする者が、依存症について多くを知らないことを意味するのかもしれない。

覚せい剤の自己使用事件の初犯の被告人に対する典型的な情状弁護は、家族が情状証人として出廷し、被告人に職の世話をするなどして今後の覚せい剤を使わないような環境づくりに努めることを証言し、被告人質問では被告人が、今後は覚せい剤を断ち、真面目に生活していくことを誓う、といったものであるように思われる。もちろん、環境整備や、刑事裁判の場で使わないことを誓うことが無意味であるとは思わない。しかし、今回の修習を通じ、それだけでは足りないことを思い知らされた。

薬物依存は自身の意志だけで克服できるものではない。また、家族の援助はその内容によっては、時に薬物の使用を可能とする環境を提供し続けることにもなりかねない。こういった点について、正確な知識を得て、それらを前提に、いかなる情状弁護が、真に被告人を更生につなげることができるのかを考えていかなければならないのであろう。

また、依存者は、再使用（＝スリップ）しながら回復していく。こういった知識を心構えとして事前に家族に伝え、さらには刑事政策のレベルできちんと考慮していくことも、法律家がかかわることのできる一つの課題であろう。さらには、日本においては、薬物問題で困っている人達が、誰に相談すべきかわからず、適切な援助が受けられないうちに、周囲を巻き込んで問題を悪化させることもすくなくない。そういった、援助へのアクセスの確保も、法律家がかかわりうる一つの課題であろう。

3, また、直接見たことにより、運営上の苦勞も聞くことができた。

現実問題として生活していくには金が必要であり、その手段としての生活保護について、その受給が必ずしも容易でないことや、施設の周囲の住民の理解が得られないこと、さらには、時に、新規の立法が逆風になること、などである。こういった、現に施設を運営される方の苦勞、問題意識を知ることができたことは大変有意義だった。

とかく、回復組織へのアクセスにのみ関心が集中しかねないが、回復組織の人達が活動しやすい環境、制度づくりも大事な課題なのである。

4, 今回の修習を通じての率直な感想は、依存の問題は想像していたよりも根深く、問題が山積している、という点に尽きる。

私は、今年の12月には弁護士登録予定である。まだ、ひよっこ実務家ではあるが、今回の修習を通じて得たことを生かし、今後、この問題に微力でも貢献できればと考えている。

（なお、本稿のうち見解や意見にわたる部分は、個人の感想である旨明記しておく。）

「薬物依存」 DVD販売中！

アパリが作成したDVDで本人の体験談や、近藤恒夫の話が約30分間収められています。学校での薬物乱用防止教育、行政の職員の研修で利用されています。

1枚 3,000円

FAX : 03-5830-1791
メール: info@apari.jp

ご希望の方はご住所、お名前、電話番号をご記入の上お申込下さい。

平成12年作成

アウェイクニングハウス 入寮者からのメッセージ

「 悪い薬 」

ボッチ

高校一年の夏、一冊の本に出会いました。現在の日本では法規制されている薬物に関する本でした。僕はショックを受け、自分でその薬を使用する様になりました。大麻、LSD、シャブ等、数人の仲間を巻き込み、毎日使用しました。16歳から逮捕される24歳まで実に8年間もの間に麻薬、覚醒剤、大麻、薬品等の快楽に打ちきょうじました。モラルの無い行動、異常なセックス、ダイエット等、回りに迷惑をかけて、自我悲惨な人生を送りました。親は困り果てている様子。隠さず当たり前のように使用を繰り返して、家族は僕が捕まるまで、部屋で何をやっているのか気付かなかったそうです。僕は24歳で薬物使用を断ち切り、もう8年経つのですが、今でも薬に苦しめられた時を思い出します。恐怖です。覚醒剤のオーバードーズ、病院に担ぎ込まれて、蘇生術による延命治療、死のふちを彷徨いました。忘れることの出来ない深い傷です。本当に一歩間違えば死んでいるわけで、今はここにある命を毎日ありがたく、かみ締めながら生きています。逮捕という形で一命は取り止めましたが、今思えば薬物を断ち切りたい一心でした。受け入れてくれた施設は温かく、皆傷ついたことのある仲間と話し合い、とことん付き合ってみれば分かり合える人達で、来てよかったとおもいます。もし、あなたが薬物を断ち切れなくて困っているのなら、僕はダルクに来る事をお勧めします。何故なら、NA（ナルコティクス・アノニマス）に毎日通ってみて言える事ですが、確実に薬からはなれることが出来るし、仲間の体験談から兆しを見出すことが出来るからです。僕の経験上ひじょうにためになりましたし、忘れてはいけない、何か、薬を使わないために自分に問いかけている何かに気付く事が出来るでしょう。自問自答してみて、薬を止めなければならないという答えは出ているのに、ふと気付くと薬に手を出している自分がいて、空想の世界で薬を使っている事を夢見ている自分がいる！そんな感じで薬を止めてきましたが、想えば、辛いこともあったけど、やはり、窮地に追いやられた時、薬を使うことだけは選ばないように強く意志を持つ事をダルクから学びました。その意志の強さを鍛える場所だし、心に一針貫き通す強さを育む所だと思っています。毎日一方的な祈りを捧げてるしだいですが、いつか答えを出せると信じてプログラムに取り組んでいます。案外、他人の口からこぼれる一言に答えがあったりして、ありがたく受け取っています。薬を使っていた頃、



クレーン車を借りてきて建物の上までペンキの塗り替えをしました。



キレイに塗り替えた後の外観

まやかに身をゆだね、高価な薬を多く買って来て、人知れず使っていたけど、パクられないように、頭を使って巧妙に逃げながら考えてたずるがしこさが懲役という刑罰の引き金になったとしたならば、更生に取り組んで回復を目指す俺にはダルクで勝ち取った強さがある。警察にも薬をやめる施設で訓練を受け、薬物依存を遮断してきたといえ、更生という信憑性も出てくるだろうし、何より、傷ついた俺を、温かく見守ってくれた仲間達が安心してくれると思うから、リハビリに取り組んでいけるのです。本当は、昔、友達のM君が風邪をひいていた俺に、「風邪薬だよ、新薬だから試すといい」と言われ、飲んだ薬がシャブで、騙されました。M君は銀座のママの息子で、周りの悪い人達にやらされていたみたいで、俺を巻き込むことで安心を得ていたみたいなので、逆にかわいそうだと思います。でも、ハメラれた俺は人間不信になりそうでした。友人と言えども嘘をついて、策略にハメルなど言語道断です。親密な仲にもありうる犯罪心理、避けなければならない、正直で幸福な人生をおくろうと思います。

アパリ発行
「Born・Again (ボーン・アゲイン)」
体験談 販売中！

2005年5月に第2版が発売になりました。体験談が13人分収められています。アパリではこの本を拘置所や刑務所にいる人への差し入れ用として使っています。

定価：1,500円
(会員価格：1,000円)

お申込はメールかファックスで
FAX：03-5830-1791
メール：info@apari.jp
ご住所、お名前、お電話番号をご記入の上お申込下さい。

藤岡 ニュース!

こんにちは、日本ダルク アウェイクニングハウスの山本です。

10月に入り、山の上もすっかり冷え込んできました。皆様はいかがお過ごしでしょうか？

さて、先日は私たち日本ダルク アウェイクニングハウスと群馬DA家族会の第一回合同

フォーラムにお越しいただき誠にありがとうございました。おかげさまで200名を越す大勢の方にご来場していただきました。これも日頃の皆様のご支援があつてのものと思います。

またいつか機会がありましたら、フォーラムを通して私たちの活動状況をお知らせしたいと考えております。

これからもご支援、ご協力をお願い申し上げます。



フォーラムで挨拶する山本



琉球太鼓の演奏風景

会員募集中!

平成20年4月より新規会員（正会員・賛助会員）を募集します。ご入会していただいた方には、会報「フェローシップ・ニュース」を毎号お届けします。また、書籍購入の割引や公開講座・フォーラム、自助グループ開催に関する情報提供等、様々な特典がございます。アパリは立ち上げて9年目に入った組織です。今後も、薬物関連問題の新たなシステムとネットワーク構築のために全力を尽くしていく所存です。アパリに関するご意見ご要望がございましたらいつでもご連絡ください。

【年会費】 正会員：12,000円 賛助会員：6,000円

【期間】 平成20年4月1日～平成21年3月31日まで

【郵便振込】 番号：00160-7-136870 アパリ東京総本部

アウェイクニングハウスとは振込み先が異なりますのでご注意ください。

国際麻薬統制委員会のメンバーが日本ダルクを来訪

日本における薬物問題への取り組みなどの視察のために来日していた国際麻薬統制委員会（INCB）のメンバー2人が、10月3日（金）に厚生労働省のスタッフ等とともに日本ダルクを訪問し、日本ダルク代表・アパリ理事長の近藤恒夫と、アパリ事務局長の尾田真言などと面談しました。訪問したINCBのメンバーは、Raymond Yans氏とMargarethe Ehlenfeldner氏で、Yans氏はかつて日本に生活していたこともあり、日本の文化にとっても詳しい方でしたが、二人ともダルクに来るのは初めてで、近藤らの話をとても興味深く聞いていました。近藤とのやりとりは、ダルクの歴史、ダルクでのプログラムや暮らし、どういう経緯で利用者が来るのか、利用者が使ってきた薬物の種類、ダルクの運営など多岐にわたり、なごやかな雰囲気の中にも、真剣な話し合いが展開されました。ダルクが行政からの助成金を受けていないことや、ダルクをシステム化しなかったためにこれだけ短期間に全国に展開することが可能となったことを近藤が伝えると、ゲストは深く感心している様子でした。INCBの二人は、来訪時におこなわれていたダルクミーティングも見学し、当事者たちが発する言葉にひとつひとつうなずきながら、深く聞き入っていました。



左からYans氏、Ehlenfeldner氏、近藤、尾田、Sam

最後に、これからの薬物依存問題への取り組みには、包括的な薬物依存症回復支援カウンセリングの研修プログラムが必要であると近藤が情熱的に語り、INCBの二人もその提言に強い関心を示していました。1時間ほどのダルク訪問でしたが、日本における数少ない民間の薬物依存症回復施設の見学は、実り多い貴重な機会となったと、とても喜んでいる様子でした。

ドラッグ・ダイヤル

最近若い人からの大麻の相談が増えています

こんな質問が多いです。
「何で大麻はダメなの？」
「どんな害があるの？」
「止めようと思うんだけどどうすればいいの？」

どうぞお気軽にご相談ください。
(プライバシーは固く守られます。)

電話相談は
月～金の10時～18時
：03-5830-1790

メールでの相談は随時受け付けています。
メ-ル：info@apari.jp



特定非営利活動法人
アジア太平洋地域アディクション研究所

アパリ東京本部
〒110-0014
東京都台東区北上野2-2-2
電話：03-5830-1790
FAX：03-5830-1791
Email：info@apari.jp

アパリ藤岡研究センター
(運営：日本ダルク アウェイクニングハウス)
〒375-0047
群馬県藤岡市上日野2594番地
電話：0274-28-0311
FAX：0274-28-0313

- 【入寮条件】
1、薬物依存から回復・自立しようとしている本人
2、男性(年齢制限なし)
【入寮期間】
基本的に13ヶ月
【入寮費】
月額16万円(初回17万5千円、生活保護の方も可能)



ホームページもご覧ください
<http://www.apari.jp/npo/>

発行者：近藤恒夫
編集責任者：志立玲子
平成20年11月1日発行
定価 1部 100円

<アパリの司法サポート> アパリの支援

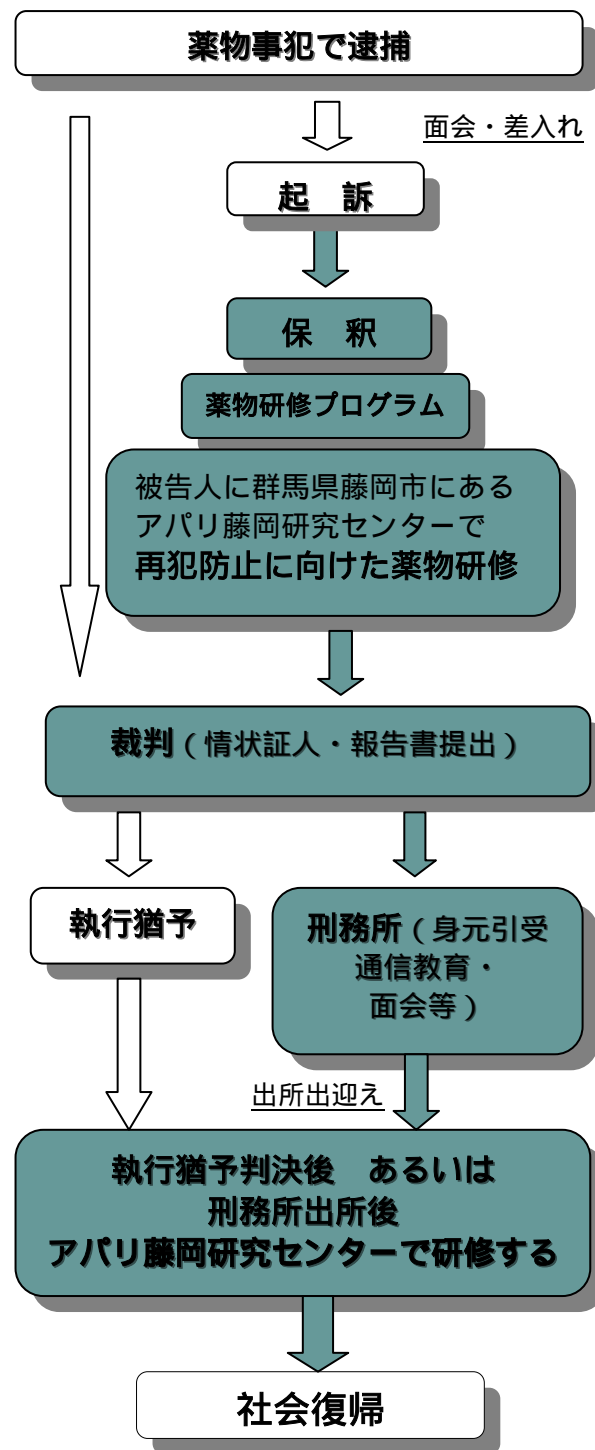
《薬物事犯で逮捕された刑事被告人に対する支援》

薬物犯罪で逮捕されたら刑務所に行くか、再犯防止に向けた何の取り組みもないまま執行猶予の判決をもらって、また薬物のある日常に戻るしかない日本において、**はじめて刑罰以外の再犯防止に向けた取り組みです。**

保釈中の刑事被告人に対する薬物研修プログラム、情状証人出廷、上申書作成、入寮契約、身元引受契約、出所出迎え、法律相談などあらゆるニーズにお応えします。なお、日本における薬物事犯の再犯率は50%ですが、アパリの司法サポートを利用された方の再犯率は**5%以下**です。最近では特に、**受刑中に身元引受契約をし、仮釈放又は満期釈放の時に**出迎えに行き、リハビリ施設に繋げるお手伝いをしています。

[費用：コーディネート料として一律20万円。但し、東京以外の地域は交通・宿泊費の実費が必要です]

【お問合せは東京本部まで】



<家族教室>

「エクステンディッド・ファミリー・クラブ」

日時	テーマ	スピーカー
11/3(月)	やめ続けるために、家族ができること	家族自助グループメンバー
11/17(月)	回復のきっかけ	町田政明
12/1(月)	薬物依存症者の心理	町田政明
12/15(月)	タフラブ	家族自助グループメンバー
1/5(月)	過保護と共依存とはどう違う？	町田政明

【対象】薬物依存症などの諸問題を抱える家族、知人、友人、援助職従事者

【日時】第1・第3月曜日18：30～20：30(祝日も開催します)

【場所】アパリ・クリニック上野2階【参加費】3,000円(ご夫婦などでの参加は2名で4,000円になります)【内容】カウンセラーの町田がファシリテーターとなり家族との分かち合いを行います。法律問題については事務局長の尾田が担当します。【お問合せは東京本部まで】

<個別相談・カウンセリング>

【対象】薬物依存症などの諸問題を抱える家族・本人など 【料金】45分 9,000円
【場所】アパリ東京本部 【カウンセラー】町田政明[元神奈川県立せりがや病院勤務、ホープビル代表、寿アルク理事] 【予約】アパリ東京本部 03-5830-1790 【注意事項】当日のキャンセルや変更の場合は全額いただきます。遅れていらした場合は時間が短くなりますのでご了承ください。